

知事等の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年十二月二十六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県条例第三十五号

知事等の給与に関する条例の一部を改正する条例

第一条 知事等の給与に関する条例（昭和二十七年徳島県条例第六十号）の一部を次のように改正する。

第七条ただし書中「百分の百六十七・五」を「百分の百七十二・五」に改める。

附則第四項中「平成三十二年三月分」を「令和二年三月分」に改める。

第二条 知事等の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第七条ただし書中「百分の百七十二・五」を「百分の百七十」に改める。

附則第四項中「平成三十一年四月分から令和二年三月分まで」を「令和二年四月分から令和三年三月分まで」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和二年四月一日から施行する。

2 第一条の規定（知事等の給与に関する条例附則第四項の改正規定を除く。）による改正後の同条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和元年十二月一日から適用する。

3 第一条の規定による改正前の知事等の給与に関する条例の規定に基づいて令和元年十二月一日からこの条例の施行の日の前日までの間に知事等に支払われた期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。